

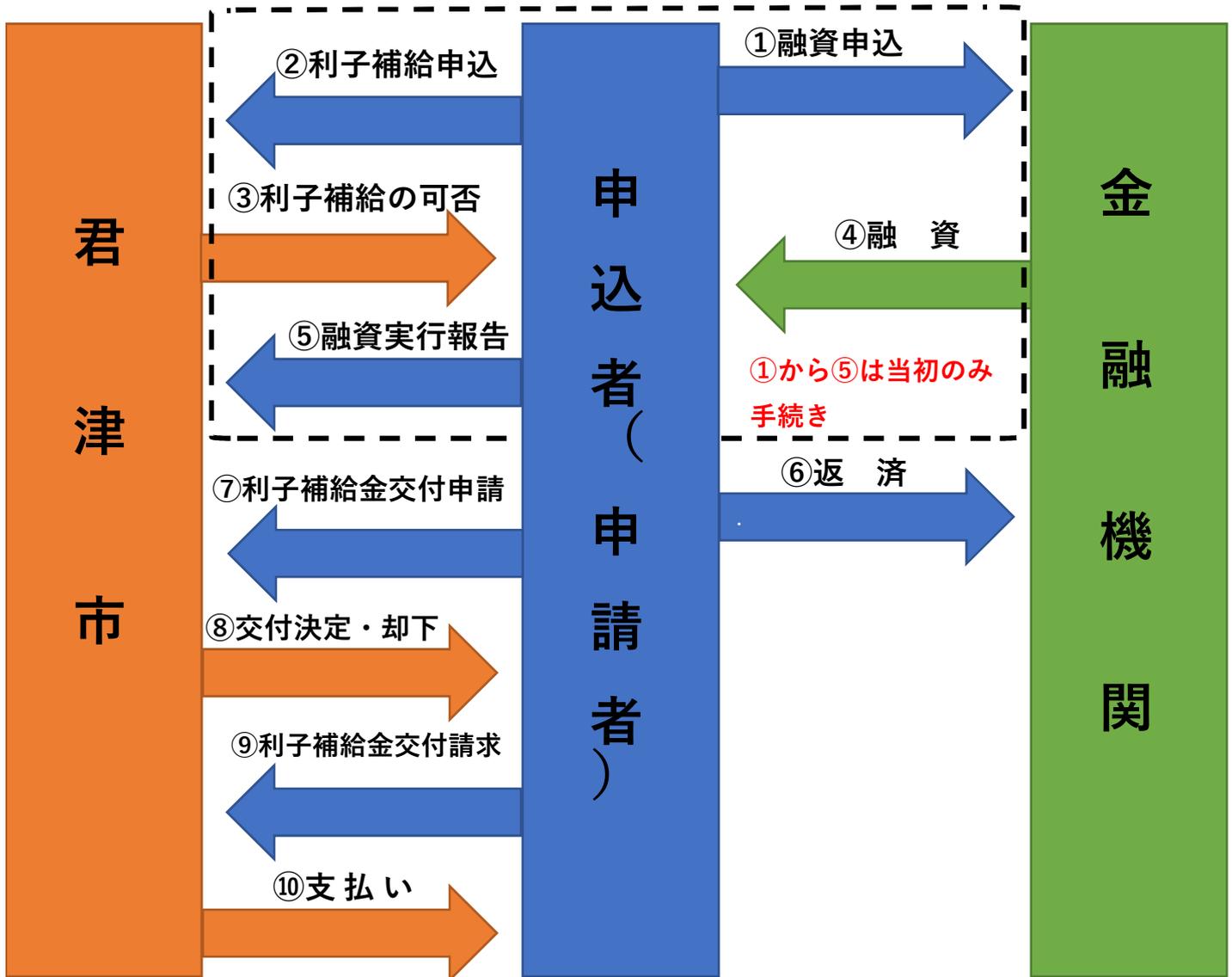
# 被災住宅復興資金利子補給事業

台風15号、19号、10月25日の大雨によって住宅に被害を受けた方が、住宅の補修や建て替えなどのために金融機関から資金を借り入れた場合に、利子の一部を補助します。

対象者	次の要件のいずれにも該当する方 1 被災証明書の交付を受けた住宅の所有者またはその親族で、令和元年9月9日以後に当該被災住宅に居住していた者 2 市内の被災住宅の補修を行う者。または、被災住宅に代わる住宅を市内で建設や購入する者。または、そのために市内の土地を購入する者 3 令和元年9月9日以後に金融機関と金銭消費貸借契約を締結し令和3年3月31日までに融資の実行を受ける者 4 利子補給の対象となる融資について、同一の行為に係る利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者
利子補給 対象借入金 最低額と最高額	10万円以上500万円以下 ※借入額が10万円未満の場合や借入額のうち500万円を超える部分は利子補給対象となりません。
利子補給率	年利2% ※金融機関の貸付利率が2%を下回る場合は、その利率
利子補給期間	利子の支払開始日から5年以内 ※無利子の期間や利子支払いの猶予期間等がある場合は、その期間も含まれます。
申込期限	金融機関に融資の申込みを行った日から原則として1か月以内

【問合せ・申請先】 君津市役所 被災住宅支援室 電話：0439-56-1177

## 手続きの流れ



①融資申込	申込者から金融機関へ融資の相談・申込
②利子補給申込	融資申込日から1ヶ月以内に申込者から市へ利子補給の申込
③利子補給の可否	市から申込者へ利子補給の可否について通知
④融資	融資期限は令和3年3月31日まで
⑤融資実行報告	融資実行後、申込者から市へ速やかに報告
⑥返済	申込者から金融機関へ返済
⑦利子補給金交付申請	毎年1月1日から12月31日に支払った利子について、翌年1月20日までに申請者から市へ申請
⑧利子補給金交付決定・却下	市から申請者へ利子補給交付決定（または却下）について通知
⑨利子補給金交付請求	申請者から市へ交付請求
⑩利子補給金振込	申請者の指定口座へ市から支払い